

○日野市行財政改革推進委員会設置要綱

平成28年4月1日

制定

(設置)

第1条 日野市の行財政改革の推進に向けて、幅広い見地から意見を求めるため、日野市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定にあたり意見を述べること。
- (2) 行財政改革の実施状況について意見を述べること。
- (3) 行政評価（市が行う政策、施策及び事務事業（以下「政策」という。）の目的、手法、効果等について、社会情勢及び市全体の方向性を踏まえ、公益上の必要性、有効性、効率性その他の観点から客観的に評価し、その結果を当該政策の方向性に反映することをいう。）の実施にあたり意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、行財政改革の推進に関し、市長が必要と認める事項について意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者につき市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民（市内に在住、在勤又は在学である者であって、かつ、公募に対し応募したものをいう。以下本条において同じ。）
- (3) 行財政改革について識見を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員のうち2人以内は、公募による市民とする。

3 委員の性は、男女いずれの性も委員総数の4割を下回ることのないよう努めるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員会において会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会は、前項の規定にかかわらず、議題が資料の確認に留まる場合など、委員会の運営に支障がない場合に限り、書面の送付による開催とすることができる。
- 5 委員会は、第1項及び前2項の規定にかかわらず、市長が指定する電子的な情報通信及び処理に関する技術を利用する方法により、資料の共有及び意見交換をすることをもって会議に代えることができる。
- 6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼金)

第8条 委員が委員会に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。

(関係者の出席等)

第9条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第10条 委員会の会議は、第6条第4項の規定により開催する場合を除き、公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、委員会に諮って会議を非公開とすることができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、あらかじめ委員長に申し出なければならない。
- 3 委員長は、あらかじめ設けた傍聴席が満員になったときは、傍聴を制限することができる。
- 4 傍聴人は、委員長が会議を非公開とすると判断したときは、速やかに退場しなければならない。
- 5 委員長は、傍聴人が指示に従わないときは、退場させることができる。

（会議録）

第11条 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

- 2 前項の会議録は、その結果を市長に報告した後、公開する。

（庶務）

第12条 委員会の庶務は、企画部企画経営課において処理する。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和6年3月27日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年4月1日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。